

令和6年度

要 望 書

静岡県中小企業団体中央会

静岡市葵区追手町4-4番地の1

令和5年10月16日

静岡県知事 川 勝 平 太 様

静岡県中小企業団体中央会
会 長 山 内 致 雄

日頃より当会の事業運営につきましては、格別なるご支援とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、中小・小規模企業を取巻く経営環境は、エネルギー・原材料などの物価高騰、慢性的な人手不足や賃金引上げ、働き方改革への対応などの問題が山積し、厳しい状況に置かれております。

組合員である中小・小規模企業はもとより、中小企業組合においても、経営環境の変化への対応を求められておりますが、既存事業の見直しや新規事業の展開は容易ではありません。

こうした状況を踏まえ、本年度は、「連携組織による中小企業・小規模事業者の“稼ぐ力”向上に向けた支援」を事業活動のテーマに据え、中小企業組合の機能強化に向けた取組みを支援しております。

本県における中小企業組合数は、会員数で全国5位に位置し、新規の組合設立数においても毎年全国上位に入っております。地区別にも東・中・西にバランスよく分布しており、本県産業の多様性と重層性を表すとともに、地域産業の基盤を支える「共助」の組織として重要な存在であることは言うまでもありません。

私ども中央会は、「共助」を支える組織として、中小企業組合の重要性和専門支援機関としての責任を自覚し、経営環境の変化が激しい時代に対応した「伴走支援」を行うことで、連携組織を通じた中小・小規模企業の発展に尽力する決意でございます。

静岡県におかれましては、中小企業組合及び中小・小規模企業への変わらぬご支援を賜りたく、ご要望を申し上げる次第であります。

I 足下の経営環境における課題解決に対する支援

1. 価格転嫁の円滑化による取引環境の適正化の促進

- (1) パートナーシップ構築宣言企業に対する補助金の優遇措置等によるインセンティブの拡充
- (2) 適正取引・価格転嫁に係る好事例、相談窓口等の情報発信の強化並びに表彰制度の創設
- (3) パートナーシップ構築宣言に違反した企業に対する優遇措置の取消し及び補助金の返還等の措置

【背景及び理由】

- ・ 中小企業が将来に向けた設備投資や持続的な賃上げ、教育など人的投資の原資となる付加価値を創出するためには、原価を吸収し適正な利益を確保する「価格の適正化」が不可欠である。
- ・ 本県においては、令和5年6月静岡県及び本会を含む関係団体が「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を採択し、同宣言の普及・促進を各機関が一体となって取組むことを確認した上で、より一層の普及啓発に取り組んでいる。
- ・ こうした取組みを加速化させるため、先ずは宣言事業所数の拡大を図るための補助金の優遇措置等によるインセンティブを拡充するとともに、適正取引・価格転嫁の好事例、相談窓口等の情報発信の強化が必要である。また、表彰制度の創設により、その活動を顕彰することで、一層の機運の醸成を図ることができる。他方、実効性を担保するため、宣言に違反した企業に対する優遇措置の取消し及び補助金の返還等の措置を行うべきである。

2. エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者に対する支援

- (1) 電力料金の高騰に対応した負担軽減策のスピード感を持った実行
- (2) 省エネ効果の高い設備投資を促進する恒久的な補助制度の継続・拡充

【背景及び理由】

- ・エネルギーは産業活動の生命線であり、「安定的で低廉なエネルギーの供給」が事業活動の継続及び発展に欠かせない。しかしながら、近年のエネルギー価格の高止まり、電力需給の逼迫等の影響により、ものづくりを支える基礎産業の衰退が懸念される。
- ・このような状況の中、中小企業が安定的な事業活動を継続するためには、エネルギーコストに対する直接的な補助とともに、エネルギー消費の抑制の両面から支援する必要があり、後者は脱炭素社会の推進などSDGsの取組みにもつながる。
- ・従って、電力料金の高騰に対応した負担軽減策のスピード感を持った実行とともに、省エネ効果の高い設備投資を促進する恒久的な補助制度の継続・拡充を図るべきである。

3. 運送業界の2024年問題に対する支援

- (1) 業務の生産性向上に資するシステム開発、機器導入等の設備投資に対する支援
- (2) 高齢者、女性その他多様な人材の活躍を促進する就業環境の整備に関する支援
- (3) 中小企業が利用できる中継輸送拠点の整備及びモーダルシフトへの対応

【背景及び理由】

- ・運送事業者は、いわゆる「2024年問題」に直面しており、時間外労働の上限規制による輸送能力の低下、離職抑制のための防衛的な人件費コスト増、慢性化する人手不足の深刻化等への対応に苦慮している。
- ・こうした中、県内外の大規模事業者が「中継輸送」の方式を用いる動きが活

発化し、輸送方法の転換を図るモーダルシフトにも注目が集まっているが、事業者の大部分を占める中小企業にとっては、ハードルが高く、取組みが困難である。

- ・そこで、中小企業組合及び組合員企業が行う業務の生産性向上に資するシステム開発や機器導入等の設備投資、高齢者・女性その他多様な人材の活躍を促進する就業環境の整備を支援する一方、県内の中小企業が利用できる中継輸送拠点の整備及びモーダルシフトへの対応を官民一体の取組みとして進めるべきである。

4. コロナ禍で打撃を受けた宿泊・観光業の復調を図るための支援

(1) 省力化・省人化を図るためのテクノロジーの導入に対する支援

(2) 公営住宅の空き室を社員寮として活用するなどの働き手を確保するための環境整備

(3) 観光地の魅力発信と併せた風評被害に対応した安全性をアピールする情報発信の強化

【背景及び理由】

- ・コロナ禍により大きな打撃を受けた宿泊・観光業の復調の動きが本格化する中、期待の大きかったインバウンドについては、福島原発の処理水放出の影響で予約キャンセルが発生するなど、風評被害の影響を受けている。
- ・また、ここにきて業界を悩ませている最大の問題が「人手不足」である。雇用調整により難局を乗り切り、多くの従業員が業界を去ったことも加わり、現場の業務に支障をきたす深刻な事態に陥っている。
- ・そこで、省力化・省人化を図るためのテクノロジーの導入に対する支援はもとより、公営住宅の空き室を社員寮として活用するなどの働き手を確保するための環境を整備する対策が必要である。また、県内各観光地の魅力発信と併せて、風評被害に対応した安全性をアピールする情報発信の強化を図るべきである。

Ⅱ 持続的な成長及び生産性向上に資する変革に対する支援

1. 中小企業組合による人材確保及び育成対策の推進

(1) 中小企業組合が包括的に実施する人材確保及び組合員のニーズに対応した人材育成の取組みに対する補助

【背景及び理由】

- ・ 昨今、少子高齢化や労働人口が減少などにより、社会経済における人手不足が深刻化しており、今後ますます厳しくなると予想されている。
- ・ こうした中、中小企業においては、労働環境、待遇、業界の特性など、さまざまな要因から人材確保難が慢性化している。そのため、単一の要因に対処するのではなく、網羅的なアプローチが必要で、中小企業組合と組合員が協力して取り組むことが効果的である。
- ・ 従って、中小企業組合が業界独特の慣習や労働環境の改善など包括的に実施する人材確保及び組合員のニーズに対応した人材育成の取組みに対する補助が必要である。また、人手不足が深刻な業種や先進的かつ意欲的な組合をモデルとして進めることで、県内同地区・同業者組合への横展開が期待できる。

2. 中小企業組合のデジタル化実装の推進

(1) システム構築の前提となる事業の業務分析、計画立案及び導入時の提案依頼書作成等に関する調査研究に対する補助

(2) 新たなシステム開発・導入に対する補助

【背景及び理由】

- ・ 中小企業組合の事業経営及び組織管理で使用される基幹システムについては、旧来の技術や仕組みで構築される「レガシーシステム」が散見され、拡張性及び保守性の低減、システムの肥大化及びブラックボックス化などの問題を抱えている。
- ・ こうした場合、新たなIT技術を活用したシステムの構築を目指す必要がある。

るが、中小企業においては知識及びノウハウ、人材の不足はもとより、進め方などの理解が乏しいことから、具体的なアクションに踏み込めないケースが多い。

- ・そこで、システム構築の前提となる事業の業務分析、計画立案及び導入時の提案依頼書作成等に関する調査研究及び新たなシステム開発・導入に対する補助が必要である。

3. 地域災害対策の強化並びに中小企業組合との連携強化及び BCP に対する支援

(1) 静岡県の地域防災対策の強化

(2) 地域の中小企業組合との連携、協力体制の整備

(3) BCPに基づくハード及びソフト両面の取組みに対する補助

【背景及び理由】

- ・昨今、全国各地で自然災害が頻発しており、本県でも毎年のように浸水や河川の氾濫等の被害に見舞われるなど、従前の想定が通用しない事態の発生が県民の日常生活を脅かすとともに、中小企業の安定した事業継続の不安材料となっている。
- ・本会では、「BCP緊急普及促進事業（静岡県）」を実施し、静岡県版のBCPの制度普及を図ってきた。同制度については、現在、内容の見直しが進められているところであるが、より一層の普及啓発と定着化を図るためには、実効性を担保と制度導入の誘因となる支援措置が必要である。
- ・そこで、静岡県当局における地域防災対策の強化をお願いするとともに、地域の中小企業組合との連携、協力体制の整備、BCPに基づくハード及びソフト両面の取組みに対する補助を要望する。

4. 地域振興に資する「企業組合」及び「特定地域づくり事業協同組合」に対する支援の拡充

(1) 「企業組合」や「特定地域づくり事業協同組合」の立ち上がり時の体制整備及び市町と連携した各種支援の強化

【背景及び理由】

- ・急速に進む少子高齢化や生産年齢人口の減少などの影響により、地域経済が疲弊している。特に中山間地では、地域の担い手不足が顕著で、地域全体の持続に深刻な影響を及ぼしつつある。
- ・こうした中、地域の課題解決や雇用の創出などの地方創生に寄与する組織体として期待されるのが「企業組合」や「特定地域づくり事業協同組合」である。しかし、いずれも個人または小規模な事業者で構成される組織であることから、経営基盤、特に資金面が脆弱であり、組合事業が軌道に乗るまでを中心に不安定な運営を強いられる組合が少なくない。
- ・そこで、地方創生の一翼を担う「企業組合」や「特定地域づくり事業協同組合」の立ち上がり時の体制整備及び市町と連携した各種支援の強化が必要である。

Ⅲ 中央会指導員・職員設置費及び中小企業連携組織対策事業費予算の満額確保

1. 中央会の指導員、職員に対する人件費及び中小企業組合を通じた中小企業の対策事業費の安定的且つ継続的な確保

(1) 「中小企業連携組織対策事業」実施における人件費の満額確保（指導員 30 人、職員 5 人）

(2) 「中小企業連携組織対策事業費補助金」の満額確保

(3) 指導員資格要件の緩和

【背景及び理由】

- ・近年の中小企業等の経営課題は変化が激しく、かつ、多様化している。こうした課題解決には、従来手法が通用せず、大きな変革を要するため、中小企業単独での活動には限界があり、中小企業組合を活用した取組みが重要である。
- ・中央会は中小企業組合の専門支援機関として、会員約 870 組合及び傘下中小企業数約 6 万社の経営基盤の強化に務めており、国により伴走型支援の重要性が訴えられる中で、その原動力である人的資源の確保・充実、組織機能の強化に欠くことができない。また、職員の年齢構成のバランスを考慮しつつ、働き方改革への対応するためには、年齢、性別、学歴等を問わず“人的資本”の価値を最大限に引き出す柔軟な人事戦略が必要である。
- ・中小企業組合の自主的な事業活動の促進は、本県経済の活性化に大きく寄与するものであることから、中央会の指導員、職員に対する人件費及び中小企業組合に対する事業費の確保、充実が必要である。また、人件費補助の対象となっている指導員につき、人材活用の多様化に対応して、年齢、学歴及び雇用形態等の資格要件の緩和を求める。